

成年後見制度と選挙権について

代表 作花 知志 (弁護士)

成年後見制度で、後見人が付いた知的障害者の方は、公職選挙法により選挙権が剥奪されています。この規定が、平等に選挙権を与えることを規定したに違反しないかが争われた訴訟で、東京地裁は2013年3月14日、公職選挙法の規定は選挙権を保障した憲法15条や44条に違反して無効であるとする初めての司法判断を示しました。その上で、訴訟の原告となった茨城県牛久市に住むダウン症の女性に選挙権があると認めました。

この判決において東京地裁は、選挙権・民主主義の意義について、とても興味深い指摘をしています。「様々な境遇にある国民が、どんな施策がされたら自分たちは幸せかなどの意見を、選挙を通じて国政に届け出ることこそが民主主義だ」という指摘です。

憲法学では、選挙権に対して不当な制約がされていることを、「民主制、民主主義のプロセスに瑕疵がある」と表現します。この日本の社会における多数意見を形成するために、選挙を行い、民意を国会に送り込むわけですが、不当な制約が選挙権に課されていると、その民主制のプロセス自体が傷つけられている状態となり、社会に存在している民意がきれいにそのまま民意となって国会で形成されない、という意味です。

公職選挙法11条は、成年後見人が付いた人には選挙権がないと定めており、その理由は「『財産管理ができない』と認定された人には判断能力がなく、不正投票に利用される

おそれがある」と説明されていました。でも、成年後見人が必要かは「財産を管理・処分する能力」の有無で判断されるのですから、それが「人としての判断能力全般」を失わせるものではないことは明らかです（民法738条は「成年被後見人が婚姻をするには、その成年後見人の同意を要しない」と規定しています）、「選挙権を行使する能力」とは別の能力のはずですね。加えますと、元々成年後見制度は、障害者の方々の自己決定権を尊重する理念に基づいて設立されました。それなのに、成年後見人がついた途端、国政における自己決定権である選挙権を行使できなくなるというのは、本末転倒のはずです（上の東京地裁判決では、海外でも障害者らに選挙権を認める流れがあることも、公職選挙法を憲法違反であると判断した理由として掲げています）。

全国に成年後見を利用されている方々は、約13万人いらっしゃるといわれています。それらの方々の意見を除外した意見が、とても私たち日本の社会の総意であると言えないことは明らかだと思います。

画期的な憲法違反判決を読み上げた後、東京地裁の定塚誠裁判長は原告の女性に対して、「どうぞ選挙権を行使してください。どうぞ胸を張って、いい人生を生きてください。」と語りかけたそうです。私はこのような、判決文そのものには現れない、でもその判決という司法作用を支えている、法律家の温か

い心と意思が現れたエピソードが、とても好きなのです。

この東京地裁判決は、国側の控訴がされていますので、今度は東京高裁における司法判断が出されることになります。さらに、同種の訴訟は、札幌、さいたま、京都にも係属されています。続く司法判断を期待して待ちたいと思います。この事件における司法判断は、原告と原告側弁護士、被告の国、さらには裁判所が3方向から光を事件に当てることにより出されます。発生した社会問題に対して、必ず3方向からの光を当てなければ、判決という社会における解決方法を出してはならない、というのが司法権であり司法作用なのです。それは「この世には完全な人間は存在しないのだ」という人類がたどりついたとても悲しい現実を前提にして、それでもこの社会をより良い姿にしたいと願い編み出した知恵

なのです。

福祉オンブズおかやまは、新しい体制のもとで1年間さまざまな活動を行ってまいりました。その活動を通して、私たちの社会で発生した福祉問題に、それまでにはなかった新しい光を当てられたのではないかと考えています。福祉オンブズおかやまは、さらに新しい1年へと向かってまいります。フェイスブックHPも立ち上げられました。また今後は、総会等でご講演いただく方の講演を、YouTubeで世界中に生放送したり、その講演のデータを福祉オンブズ岡山のフェイスブックHP上でいつでも再生できるようにするというアイデアも出されています。福祉オンブズおかやまとしての特徴ある光を、特徴ある活動を通して当て続けてまいりたいと考えております。今後ともよろしく願いいたします。

会費納入のお願い

福祉オンブズおかやまは、みなさんの会費で支えられています。新しい年度が始まりました。どうぞよろしくお願いいたします。

※2013年度の会費を納入してください。

総会に持参いただくか、同封の振込用紙をご利用ください。

※不明な点のお問合せは下記まで

TELFAX 086-232-2940 E-mail:f.ombuds.okayama@gmail.com